

■社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
2. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
3. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 3の2. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
4. 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
5. 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
6. 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
7. 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

1. 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
2. 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
3. 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
4. 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 4の2. 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
5. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

6. 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
7. 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業
8. 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業
9. 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
10. 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用する事業
11. 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
12. 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
13. 前項各号及び前各号の事業に関する連結又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

1. 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
2. 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業
3. 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
4. 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
5. 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（定義）

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（経営の原則）

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(要件)

第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならぬ。

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(所轄庁)

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

1. 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を超えないもの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人
指定都市の長

2. 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該中核市の区域を越えないもの
中核市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 社会福祉事業の種類
4. 事務所の所在地
5. 役員に関する事項
6. 会議に関する事項
7. 資産に関する事項
8. 会計に関する事項
9. 評議員会を置く場合には、これに関する事項
10. 公益事業を行う場合には、その種類
11. 収益事業を行う場合には、その種類
12. 解散に関する事項

13. 定款の変更に関する事項
14. 公告の方法

(認可)

第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(役員の定数、任期、選任及び欠格)

第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならぬ。

- 2 役員の任期は、2年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の2分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。
 1. 成年被後見人又は被保佐人
 2. 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 3. 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 4. 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(評議員会)

第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもつて組織する。
- 3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとすることができる。

(経営主体)

第60条 社会福祉事業のうち、第1種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(施設の設置)

第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

1. 施設の名称及び種類

2. 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
 3. 条例、定款その他の基本約款
 4. 建物その他の設備の規模及び構造
 5. 事業開始の予定年月日
 6. 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
 7. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(施設の最低基準)

第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。

2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始)

第67条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業経営他の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

1. 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
2. 事業の種類及び内容
3. 条例、定款その他の基本約款

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その事業を経営しようとする他の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(第2種社会福祉事業)

第69条 国及び都道府県以外の者は、第2種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業経営地の都道府県知事に第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

第10章 地域福祉の推進

- 第1節 地域福祉計画（第107条－第108条）
- 第2節 社会福祉協議会（第109条－第111条）
- 第3節 共同募金（第112条－第124条）

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するもの

とする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員と成ることができる。ただし、役員の総数の 5 分の 1 を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第 110 条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 前条第1項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
3. 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
4. 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整《追加》平 12 法 111 2
前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第 111 条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第 109 条第 5 項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

(共同募金)

第 112 条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第 113 条 共同募金を行う事業は、第2条の規定にかかわらず、第1種社会福祉事業とする。

- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第 114 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第 32 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

1. 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

2. 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
3. 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
4. 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

- 第 115 条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。
- 2 第 36 条第 4 項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
 - 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
 - 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

- 第 116 条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならぬ。

(共同募金の配分)

- 第 117 条 共同基金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。
- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。
 - 3 共同募金会は、第 112 条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

- 第 118 条 共同募金会は、前条第 3 項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。
- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第 112 条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
 - 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。
 - 4 共同募金会は、第 1 項に規定する準備金の積立て、第 2 項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得な

ければならない。

(計画の公告)

第 119 条 共同募金会は、共同基金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共向募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第 120 条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、1月以内に、基金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第 118 条第 1 項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

- 2 共同募金会は、第 118 条第 2 項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。
- 3 共同募金会は、第 118 条第 3 項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後 3 月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第 121 条 第 308 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会については、第 56 条第 4 項の事由が生じた場合のほか、第 114 条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第 122 条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後 1 年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第 123 条 第 73 条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

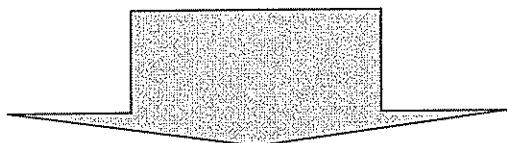
第 124 条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

- 2 共同募金会連合会は、第 73 条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。

道州制に向けた強い基礎自治体づくりについて

【考え方】

- 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。
- その基礎自治体の制度設計は、国が全国一律に決めている。
- 一方で、北海道においては次のような状況がある。
 - ・ 広域分散型の地域特性に対応した基礎自治体の制度設計が必要
 - ・ 全国よりも早く進む人口減少と高齢化への対応が急務
 - ・ 道から市町村への権限移譲の推進により、権限において特例市に迫る市や、市に迫る町も出現
- 平成20年5月に総務省から公表された「定住自立圏構想」によれば、中心市とその周辺市町村との協力体制構築が打ち出されているが、上記のような北海道の特性を踏まえて圏域形成や中心市の機能強化を図っていく必要がある。
- さらに、道州制を展望するなら、基礎自治体の制度を北海道が自ら構築できるよう制度設計の権限そのものを移譲するよう取り組んでいく必要がある。



【方策】

指定都市等の要件設定権限の移譲

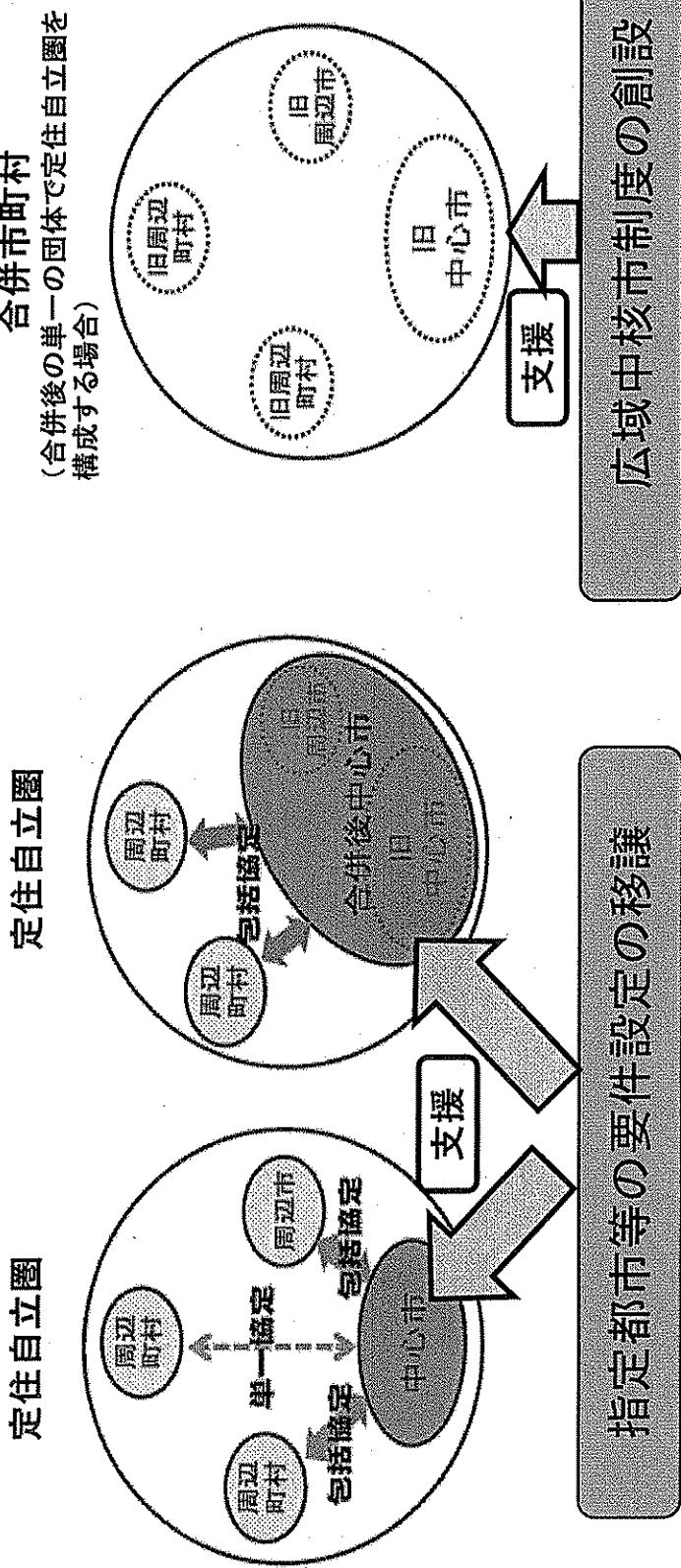
指定都市等の要件設定権限を北海道に移譲し、北海道は、地域の実情や道からの権限移譲の状況等を踏まえ、市町村と協議しながら制度設計し、条例で指定要件を設定

将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設

二次医療圏単位に合併して誕生した市に政令指定都市の規定を準用し、権限と財源を大幅に移譲する広域中核市制度を地方自治法に創設
広域中核市は市の条例により区を設置でき、その制度設計は当該市が行う

定住自立構想との関係

定住自治体の強化により実現→これを「指定都市等の指定範囲の拡大」と
基礎自治体を「広域中核市」の創設による大幅な権限の移譲に」により支援



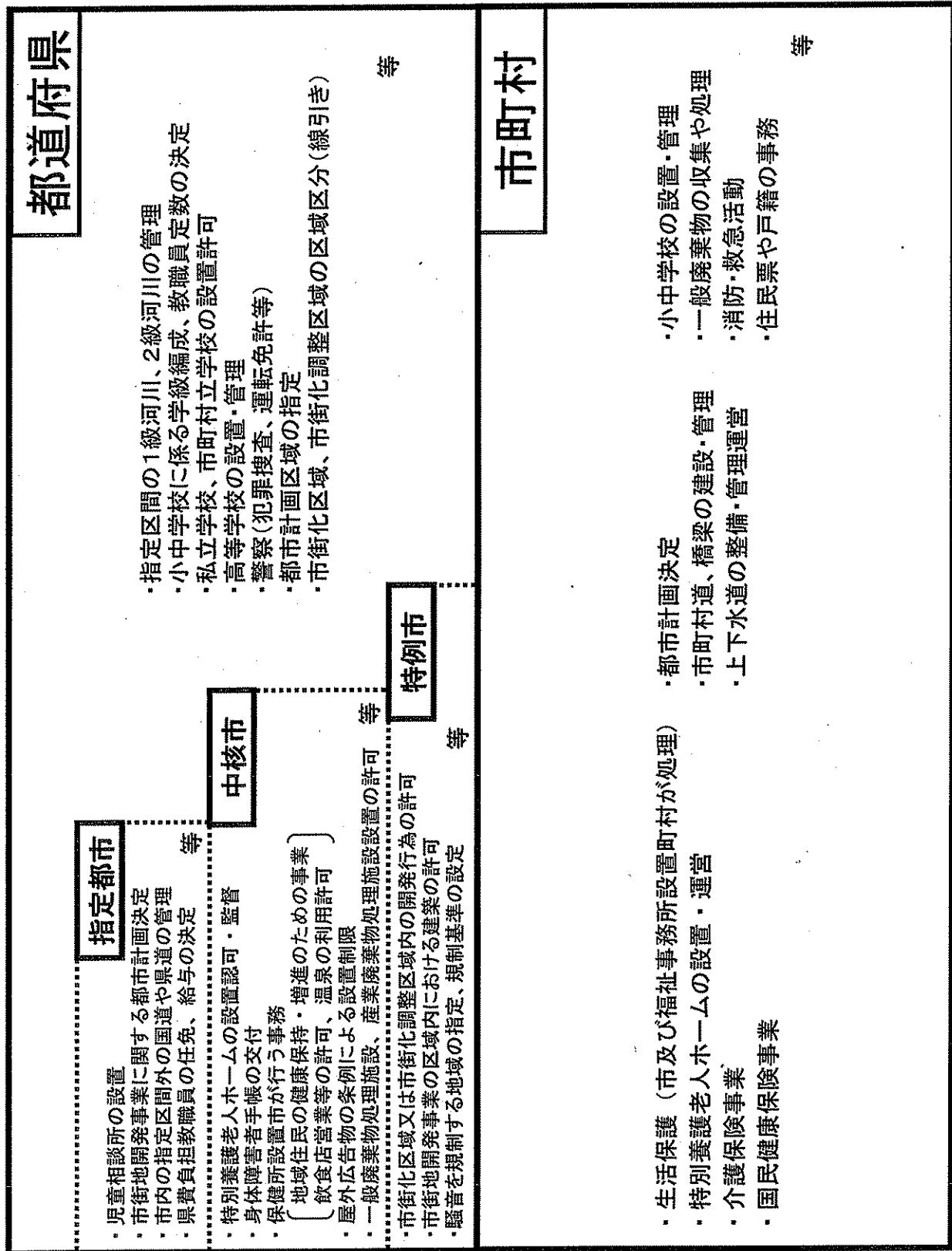
定住自立構想は、住民サービスに着目した新しい地域のありかたであり、その実現には、中心市となる市の強化が不可欠。また、広域中核市はそうした定住自立圏を構成する市町村が合併した場合には、さらに強力な権限を付与する仕組み。北海道がこうした各種都市の要件設定権限を持つことにより、将来の道州制の実現に大きく寄与するものと考えられる。

指定都市等の要件設定権限の移譲<新旧対照表>

指定都市・中核市・特例市の概要

区分	指定都市(17市)	中核市(39市)	特例市(43市)
要件	<ul style="list-style-type: none"> 人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定） 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万人以上で政令で指定する市 	<ul style="list-style-type: none"> 人口20万人以上で政令で指定する市
事務配分の特例	・別紙のとおり		
関与の特例	<ul style="list-style-type: none"> 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
行政組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 区の設置 区選挙管理委員会の設置 区地域協議会の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 地方道路譲与税の増額 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 宝くじの発売等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 	
決定の手続	<ul style="list-style-type: none"> 政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	
道内の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市(S47. 4. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市(H12. 4. 1) 函館市(H17. 10. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> なし

基盤自治体の担う主な事務



■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

○ 指定都市関係条文

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(区の設置)

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 区に選挙管理委員会を置く。
- 5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
- 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
- 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
- 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
- 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 中核市関係条文

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

- 2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。
- 3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

○ 特例市関係条文

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(特例市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

○ 一般市関係条文

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

- 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

- 5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

- 6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具えていなければならぬ。

一 人口五万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

2 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

